

寄付金控除のご案内



公益財団法人沖縄県交通遺児育成会は、税制上の特定公益増進法人認定団体です。皆さまからの貴重なご寄付・募金につきましては、**所得税**、**相続税**、**法人税**の**税制上の優遇措置**が受けられます。

また、一部の自治体では、**個人住民税**の税額控除の対象となります。

さらに、**税額控除の証明**も受けており、個人様からのご寄付は所得税の還付が受けられます。

法人によるご寄付



1. 法人税

法人税の計算において当会(特定公益増進法人)に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が認められています。

“特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算”

$$\underline{(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2}$$

“一般寄付金の損金算入限度額の計算”

$$\underline{(\text{資本金等の金額} \times 0.25 + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4}$$

★限度額はその法人の司法や所得の金額によって異なります。詳しくは所轄税務署や税理士等へご確認ください。



優遇措置を受けるためには、**確定申告が必要**です。

確定申告書に当会の発行する**領収書**も一緒に添付し所轄税務署へご提出ください。

(確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日迄です。)



個人によるご寄付

個人の皆さまからご寄付をした場合、以下の税制優遇が対象となります。

1. 所得税

平成 23 年度税制改正により、既存の“所得控除”に加え、“税額控除”が新たに受けられるようになりました。それにより、ご寄付者は“所得控除”と“税額控除”のどちらか有利な方式を選択し、寄付金控除を受けることができます。“税額控除”を選択される方が有利な場合が多いですが、“所得税率”の高い方の場合は、所得控除を選択した方が還付額が大きくなる場合があります。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談ください。

“所得控除”

$$\frac{(\text{年間の寄付金合計額}(*1) - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}(*3)}{100} = \text{控除対象額}(*2)$$

(*1) 年間所得金額の 40% が限度となります。

(*3) 所得税率は年間の所得金額によって異なりますのでご注意ください。

“税額控除”

$$\frac{(\text{年間の寄付金合計額}(*1) - 2,000\text{円}) \times 40\%}{100} = \text{控除対象額}(*2)$$

(*1) 年間所得金額の 40% が限度となります。

(*2) 控除額は、所得税額の 25% が限度となります。



控除を受けるためには、**確定申告が必要** です。

確定申告を行うことで税金が還付されます。“所得控除”か“税額控除”かいずれか有利な方式を選択し、当会の発行した領収書も一緒に添えて所轄税務署へご申告されますことをお勧めします。

(確定申告の時期は、毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日迄です。)

2. 住民税

一部の都道府県・市町村では条例の指定により個人住民税の税額控除が受けられます。

条例での指定状況は、都道府県によって異なりますのでお住まいの都道府県税事務所・各市町村の徴税窓口までお問い合わせください。

$$\text{住民税の控除額} = \frac{(\text{年間の寄付金合計額}(*4) - 2,000 \text{円}) \times \text{【控除率】}}{1}$$

(*4) 総所得金額の30%が限度となります。

【控除率】 都道府県の指定は 4% 市町村の指定は 6% です。
都道府県と市町村のどちらからも指定された寄付金の場合は 10% です。



控除を受けるためには、**確定申告が必要**です。

所得税の申告同様、個人住民税の寄付金控除申告も、確定申告の手続きが必要です。

なお、住民税の申告時に、所得税の寄付金控除も合わせて行えますので、その際は当会が発行する**領収書**も一緒に添えてご申告ください。

(確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日迄です。)

3. 相続税

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全部を当会へご寄付した場合、寄付した財産に対しては相続税が課税されません。

相続税の申告は、故人がお亡くなりになった翌日から**10ヶ月以内**です。その期限内にご寄付いただき、当会が発行する領収書を添えて申告(手続き)する必要があります。



相続税の非課税扱いを受けるためには、**期限内の申告**が必要です。
申告の際は、当会が発行する**領収書**も一緒に添付し申告先の税務署へお問い合わせください。

領収書について

- ・領収書はご寄付の都度お送りいたします。
- ・領収書の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいたお名前になります。
- ・確定申告に使用できない場合もありますので、宛名の訂正が必要な場合はお知らせください。

